留萌少子化対策圏域協議会　議事録

日　時　　令和４年（2022 年）11 月 24 日（木）　13:00～14:30

場　所　　北海道留萌合同庁舎　２階講堂

出席者　　委員 20 名、事務局３名　計 23 名
別紙、出席者名簿のとおり

議　題　　１　協議・意見交換
２　情報提供

部長挨拶

- 「留萌少子化対策圏域協議会」については、結婚や出産を望む全ての人々の希望が叶えられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現に資することを目的に、道内の全振興局において設置されているものです。
- 北海道におけるひとりの女性が一生の間に生む子どもの数に相当する合計特殊出生率は、令和３年度の数値として 1.20 と、東京都（1.08）、宮城県（1.15）に次いで低い水準にあります。
- 留萌管内においても、市町村別の合計特殊出生率は 1.32 から 1.68 の間となっており、全道平均を上回っているものの、厳しい状況に変わりはないと言えます。
- 本日の協議会では、国や北海道における少子化対策の現状、対策として取り組んでいる事業、留萌管内における少子化対策の取組について協議しますが、皆様には忌憚のないご意見をいただきますようお願いしたい。

協　議

（議題１）留萌圏域における少子化対策の取組みについて

事務局から議題１に基づき説明

（１）圏域における少子化対策の現状と取組みについて

- 少子化対策に係る国の制度の変遷については、資料１（内閣府 HP 資料）のとおりであり、北海道においても、平成 16 年（2004 年）に全国に先駆けて少子化対策推進条例を制定しています。
- 一方で、少子化の重要な指標となる合計特殊出生率について、北海道の数値は直近の令和３年（2021 年）においては「1.20」と全国ワースト３位となっています（参考：東京都 1.08 宮城県 1.15 北海道 1.20）。
- 圏域市町村及び各委員の皆様において、少子化の要因をどのようにとらえているか、また、その要因について、どのような政策的なアプローチを行っているか、また、行うべきと考えているか、ご意見等をお聞かせください。

・なお、要因及び重視している政策等については、分野を問わず、市町村等が最も重要と捉えているもので差し支えありません。
・また、少子化の要因について、分析ができていないということであれば、分析ができないその要因について、ご意見をお聞かせください。
・北海道において、圏域別又は市町村別の少子化の要因分析等を行うなど、支援の検討にさせていただきます。

（２）圏域協働による少子化対策の取組みについて
・過去に開催した協議会では、圏域内でもそれぞれ抱えている問題が異なり、圏域内の関係者が協働して少子化対策を取り組むことが困難ではないかといったご意見をいただいています。
・一方、令和５年４月１日付けで施行されるこども基本法第 13 条においては、こども施策の推進に関して、「医療、保健、福祉、教育、療養等に関する業務を行う関係機関」及び「地域においてこどもに関する支援を行う民間団体」との「有機的な連携の確保」に努めることを規定するほか（第２項）、当該連携の確保に資する「協議会」を組織できることが盛り込まれています（第３項）。
・また、こちらは議題２で説明しますが、内閣府子ども子育て本部が所管する「地域少子化対策重点推進交付金」においても、北海道及び市町村が連携する協議会を設置し事業運営を行う場合は、補助率が引き上げられるメニューが存在するなど、広域的な事業展開・協議会（会議等）の運営については、メリットが大きいといえます。
・ついては、圏域関係者が協働して事業を展開するための課題等について、圏域関係者が重視する少子化対策の施策等も踏まえながら、ご意見をお聞かせください。

なお、ただ今、説明しました（１）及び（２）について、各市町村におかれましては、別添の市町村様式にて 12 月６日までにご回答をお願いします。

（議題２）地域少子化対策重点推進交付金について

事務局から議題２に基づき説明

（１）交付金の概要と課題
・平成 25 年度（2013 年度）に創設された「地域少子化対策重点推進交付金」については、地方公共団体が実施する、「結婚、妊娠、出産、子育て」に関する様々な事業を申請することが可能です。
・一方で、毎年度事業をステップアップさせる必要があるほか、恒常的な運営経費に係る３年ルールの適用、既存事業が原則として対象とならないなど、交付金をなかなか利用しにくいといった意見があることも事実です。
・また、少子化対策として、そもそも「結婚、妊娠、出産、子育て」に係る取組みではなく、経済対策・雇用対策など、他の施策中心に取り組むべきではない

かといった意見もいただいております。

・少子化対策の推進については、様々な施策が一体となって実施することが重要ではありますが、他の政策と比較すれば、交付金が補助する「結婚、妊娠、出産、子育て」に関する支援の取組は、行政主導により実施がしやすく、また、行政が主導しなければ､実施できない施策も多数含まれていることと思います。

・なお、先日実施した所要額調査においては、「結婚新生活支援事業」を中心として、本交付金を活用しない理由について、次のとおり御意見を頂いているところですが、下記「２　広域的な事業展開」にも記載のとおり、「道が中心となって結婚新生活支援事業を実施する市町村を拡大させる取組（計画）」の推進が、連携コース参画のための要件の一つとなっています。

・ついては、

①結婚新生活支援事業を既に実施している市町村については、その成果や住民等からの評価及び当該事業の広報等に際し工夫した点等を教えてください。

②結婚新生活支援事業を現状実施していない市町村については、当該事業を取り組む場合の課題について、教えてください。特に、資料 4-1 及び 4-2 を踏まえ、「結婚祝金事業」や他の類似施策を一切実施していない市町村については、なぜ結婚新生活支援事業の実施ができないのか、率直な御意見をお聞かせください。

③その他委員の皆様については、資料３の交付金メニューについて、効果的と思われる施策など、御意見・感想等をお聞かせください。

（２）広域的な事業展開

・令和３年度（2020 年度）に開始した交付金の新規事業である結婚新生活支援事業の「都道府県主導型市町村連携コース」へ参加するためには、現状、次の要件を満たす必要があります。

①道が中心となって結婚新生活支援事業を実施する市町村を拡大させる取組み

②結婚新生活支援事業を含む少子化対策等に係る地域の取組推進に係る協議会等の設置

③国の提示する重点課題事業のうち、道が「結婚支援」に関する事業、「子育て支援」

に関する事業をそれぞれ一つ選択の上、市町村と連携して事業を取組むこと。

・一方、先日実施した道の所要額調査においては、令和５年度（2023 年度）の連携コースへの参加を希望する市町村はゼロとなっています。

・この点につき、連携コースへの参加を希望しない理由、又は、参加ができない理由について、各市町村における率直な御意見をお聞かせください。

なお、ただ今、説明しました（１）及び（２）についても、各市町村におかれましては、別添の市町村様式にて 12 月６日までにご回答をお願いします。

また、後ほど、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

（議題３）北海道の新規事業について

（１）国の制度改正

・昨年度公布された育児・介護休業法一部改正に関する法律について、今年度から段階的に改正内容が施行されており、10 月 1 日からは、①子の出生後８週間以内に４週間まで取得できる育児休業である産後パパ育休や、②育児休業の分割取得が開始されています。

・その他、来年４月１日からは、一定規模の企業は、育児休業の取得状況の公表が義務付けられるなど、労使ともに制度の理解を深めつつ、行政としても、当該制度改正に伴う父親の家事・育児参加の促進に向けたサポートをする必要があると考えられます。

（２）道の新規事業

・国の制度改正に伴い、男性の育休取得及び家事・育児への参加の機運が高まる機会を捉え、企業・行政・道民が一体となって取組を行い、男性の子育て参加を後押しすべく、議題２で説明した国の交付金を活用の上、道の次年度の新規事業として、「大綱を踏まえた結婚・子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組②（男性の育休取得と家事・育児参画促進）」の申請を検討しています。

・なお、実施にあたっては、北海道の保健福祉部と経済部が相互に連携しつつ事業を実施できるよう現在調整中ですが、本新規事業に関連して、父親向けの子育てサークルやイベント等を運営している場合は、その概要について、教えてください。

・道の保健福祉部が実施予定の対当事者の取組みについて、既に父親向けの事業（①）を実施している場合は、当該事業と連携すること、これまで実施していない場合については、道の新規事業をきっかけに父親向けのイベントやコミュニティ等の形成を市町村主体で積極的に実施いただき、その運営等のサポートを道が実施したいと考えていますが、当該取組みについてご意見をお聞かせください。

（３）その他

・北海道所管事業である「お父さん応援講座」を実施する中で得ている情報として、

①父親の向けのコミュニティの運営は、主催している男性の仕事が多忙になると、継続・維持が難しい。

②父親が子どもに関連するコミュニティに参加できるのは小学校の PTA に入ってからとなってしまう

などの御意見もいただいています。

・上記について、住民等からの意見や要望、過去の事業等で把握した情報等について、行政が運営する必要性の是非の検討材料として活用したいと考えていますので、適宜、情報提供をお願いします。

なお、ただ今、説明しました（１）及び（２）についても、各市町村におかれましては、別添の市町村様式にて 12 月６日までにご回答をお願いします。

また、後ほど、皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。

意見交換

（事務局）

・議題２で説明しました結婚新生活支援事業について、今年度に事業を実施している市町村から実施状況を教えていただきたいと思いますが、天塩町の相馬委員から説明をお願いします。

（相馬委員）

・天塩町では、平成２９年度から国の交付金を活用しながら事業を実施しており、当初は申請も数件あったが、令和２年度以降は実績がない状況が続いており、今年度も婚姻件数自体が０件のため申請に至っていない状況です。

・事業の周知については、チラシを役場窓口だけでなく、運送業者（ヤマト運輸）にも置いて貰って積極的に行ってはいるが、補助を受けるための所得制限もあることから、なかなか事業に活用に繋がっていないのが現状です。

（事務局）

・農協青年部、漁協青年部で少子化対策や婚活事業に取り組んでいる事例がれば、参考までに教えていただきたい。

（杉本委員）

・農協青年部では、新型コロナウィルス感染症が広がる前には、旭川で婚活に関するイベントが行われていたがここ数年は実施されていない。

・天塩町においては、従前から農業従事者を対象とした婚活イベントを実施しているが、過去約１０年間で結婚に至ったのは３組と聞いております。

（高橋委員）

・新型コロナウィルス感染症の影響もあり、ここ数年イベントは行われていません。

・ぎょれんとしては、育児休暇の制度改正について各組合に対して説明を行い、取得の促進に努めているところです。

（事務局）

・議題２でも説明しましたが、結婚新生活支援事業の都道府県主導型市町村連携コースについて、先日の調査では参加希望の市町村はゼロとなっておりましたが、当該事業に関するご意見、ご質問はありませんか。

（小野寺委員）

・平成２８年から２９年頃、各市町村の単独事業とは別に振興局が主体となって、管内の各市町村から参加者を集めて婚活イベントを実施していたことがあったが、現在、その事業は現在どのようになっているのか教えて欲しい。

・少子化対策として各市町村に対して婚活事業の実施を勧められているが、市町

村単位では参加者も少なく、人数が集まらないとカップルが成立しづらく、結婚して子どもが生まれて出生率が上がる展開には繋がっていかないと思います。

・先ほどの事業がまだ継続されているのであれば、市町村任せにするのではなく、振興局が主体となって実施することが効果的と考えます。

（事務局）

・ただ今、質問のありました振興局主体の婚活イベントについては、平成３０年度から予算が配当されなくなったことに伴い、それ以降は実施できない状況となっています。

・後ほど説明をしますが、現在、北海道の結婚支援事業については民間の「北海道結婚サポートセンター」に事業を委託し、北海道全体で集約する方法で、結婚に関する相談やセミナーのほか、今年度からはオンラインによる婚活イベントも実施しております。

・このため、地域住民の方々に当該サポートセンターの活動を広く周知し、センターが行う事業の活用を勧めていただきたい。

（佐伯委員）

・今回の説明で知りましたが、国では 1990 年代から少子化対策に取り組んでいるようですが、いっこうに出生率は上がらないのが現状です。

・私の持論ですが、結婚した夫婦は将来を見据えて何人子どもを生むのか計画を立てるものですが、近年、経済格差がそのまま教育格差に繋がり、高校卒業後に大学や専門学校に通わせようとしても授業料や生活費が莫大にかかるため、収入の少ない家庭では、進学させることの困難さから子どもを産むことを控えてしまうものと考えております。

・このような格差をなくすためには、大学等進学以降の教育費用を無償となるよう国に訴えて、等しく教育を受ける場を提供しなければ少子化の現状は変わらないのではと思います。

（事務局）

・北海道としても、様々な少子化対策への取組みを行っておりますが、出生率が年々低下している現状は非常に厳しいものと考えております。

・なお、ただ今、大学進学等の費用についてのお話がありましたが、北海道においては、ひとり親に対して大学進学等の就学に必要な資金を貸し付ける制度があり、管内でも実際に活用している方がおります。

・貸付制度のため、一般的には就職した後に返済をしていくことになりますが、基本的に無利子であるため活用しやすい貸付といえます。

・また、現在、日本学生支援機構において大学や専門学校への進学する際の就学援助が行われており、入学金や授業料の減免が受けられるケースもあります。

・振興局ではひとり親の家庭に対して、当該貸付金制度の周知を行っておりますが、一般の家庭への周知には至っていないため、これからは地域の住民の方々に幅広くお知らせする必要があるものと考えます。

・また、皆様におかれましても、この制度を広く周知していただきますようお願いします。

（青木委員）

・認定こども園で園長をしておりますが、現場で働く者としてどうして子どもを生まなくなったのかと考えた時に、近年、父親の育児休暇を取得するようにと言いながら、大企業ならいざ知らず、留萌管内の一般的な規模の会社などでは取得しづらいのが現実と思っております。

・核家族化が進み家庭で育児をできる者が少なくなり、このように育児休暇も取りづらい状況では、子どもを産んでも育てることに対して不安になるのではないのでしょうか。

・その他にも、扶養控除の対象となるために母親が長時間の就労を控えざるを得なくなり、結果として世帯の所得が増えず経済的にも苦しくなることがあり、税制的な改正を含め、国が総合的な制度改革を行わなければ、この状況は変わらないものと考えます。

・また、結婚に関しても、かつては地域で青年団体の活動が活発で、異職種の若者が集う機会も多く、自然と結婚に繋がっていったものと記憶しており、現在においても、若者が集う機会をいかに作っていくのかが、結婚に繋げるための課題ではないかと考えております。

（事務局）

・ただ今、育児の担い手のお話がありましたが、令和元年から幼児教育・保育が無償化されるとともに、待機児童を生じさせない保育体制づくりを進めており、働く意向を持つ母親が子どもを保育所に預けることで、以前よりも社会に進出しやすい状況になっていると思われます。

（青木委員）

・保育の現場の意見として、近年、子育ての方法が分からない親が多くなった印象を受けますが、かつては、祖父母が家庭の中にいて自然と子育てについて教わる機会もあったが、核家族化が進んだ現在においては、その機会が少なくなったことが原因と思われます。

・０歳から２歳頃までが子どもが発育していく上で大切な時期と思われるが、おむつを替える、ミルクを飲ませるといった基本的な育児ができていない親が見受けられ、少なからず子どもの成長に影響を及ぼすものではと心配しております。

・このことで親を責めることはできないが、祖父母から子育て学ぶ機会が少なくなっている現状、知識として学校教育の一環として学ぶ機会を設ける必要があるのではないかと考えております。

（事務局）

・青木委員の仰るとおり、核家族化の進行により、親は子どもが生まれて初めて子どもと接するような状況になっており、育児の困難さから、育児放棄や虐待に繋がる危険性は高いものと考えられております。

・参考までに、議題２で説明した地域少子化対策重点推進交付金のメニューの中で、「優良事例の横展開支援事業　～結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組～」という事業があります。

・内容を説明しますと、高校生を対象として育児をしている保護者の協力を得て、乳児を学校に連れてきて、実際に乳児とふれ合いながら保護者から育児の実態を教えてもらうというもので、学校教育の一環として組み入れられております。
・この事業は、前任地の十勝管内のある市町村で実際に交付金を活用して行われており、アンケートでは参加した高校生から「子育て興味を持った」、「子育てをしたくなった」などの感想が寄せられており、親になる前に子育ての経験ができるよい機会になるのではと考えております。
・このため、各市町村におかれましては、当該事業を含め、交付金の各メニューの活用について再度ご検討いただければと思います。

（山﨑委員）
・貴重なご意見ありがとうございました。
・皆様の意見の中から少子化対策への取組みへのヒントが見えてきたのではないかと思います。
・先ほど、結婚新生活支援事業の市町村連携コースの説明をさせていただいたところですが、市町村単独では予算や人材の問題で事業実施ができない場合でも、各市町村が連携したものであれば実施できるものがあると考えられます。
・今回、アンケートの方法で皆様からの意見を取りまとめることになりますが、特に市町村におかれましては、メニューどおりの事業を実施しなければならないとの考えではなく、このような内容の事業であれば参加をしたいとの意見を積極的にアンケート調査に記載していただきたい。
・このアンケート結果のフィードバックにより、ニーズに応じた新たなメニューの設定される可能性もあると思われますので、よろしくお願いします。

情報提供　北海道の少子化対策に係る取組みについて

（１）結婚支援事業
・「結婚サポートセンター」は、平成 27 年度（2015 年度）開設以降、主に、①道民の婚活等を含めた結婚に関する相談対応事業（月１回開催、その他不定期）、②市町村、道民、その他関係機関を対象としたフォーラムの開催（年１回）、③市町村等向けの結婚関連セミナー（年３回）、④市町村の結婚支援事業の運営等に関するアドバイス（業者や講師の紹介など）、⑤その他、公式サイトやＦＢ等を活用した各種情報発信等の取組みを実施しています。
・「オンライン婚活イベント」は、今年度新たに実施した事業です。議題２でもご案内のとおり、内閣府の連携コースに参加する条件として、「結婚」に関する重点課題事業が必要であったことから、今年度新たにオンライン婚活イベントを開催することとしました。

（２）妊婦・子育て世帯優先マークの作成及び広報啓発事業
・オンライン婚活イベントと同様、今年度新たに実施した事業であり、連携コー

スの参加要件である「子育て」に関する重点課題事業です。

・こちらも、公募に係る広報等の協力依頼について、既に市町村関係者の皆様に通知済みですが、事業の概要及び今後のスケジュール等については、資料７のとおりです。

（３）次世代教育コーディネート事業

・「ライフデザインゼミ（出前講座）」は、平成 28 年度（2016 年度）から実施している事業で、自分のライフプランについて考える機会を提供するため、高校・大学等での出前講座を実施しています。

・「子育て・ライフデザインに関するセミナー・イベント」は、平成 30 年度（2018 年度）から実施している、結婚や子育てに温かい社会づくり、機運の醸成を図るため、若い世代や市町村・関係団体等向けのセミナー・イベント等を行う事業です。

（４）お父さん応援講座

・平成 24 年度（2012 年度）から開始し、市町村や企業の希望に応じて、男性（父親）を対象とした子育て講座に係る講師派遣事業を実施しています（これまで計 21 カ所で実施）。

・講演の主なテーマは、①子育てに関する父親の役割について、②地域の子育て支援サービスについて、③両立支援制度を利用しやすい職場環境についてです。

（５）北海道子育て公式子育て支援サイト「HAGUKUMU」

・令和２年度（2020 年度）末にサイトをリニューアルし、①「どさんこ・子育て特典制度」や「赤ちゃんほっとステーション」の登録施設の情報、②道内の子育て関連施設の情報、③道内市町村が実施する子育て支援等に関する施策の情報を随時更新し、道内の子育て世帯に役立つ情報を配信しています。

（６）どさんこ・子育て特典制度

・制度の趣旨に賛同いただき、道内の妊婦及び小学生以下の子どもがいる世帯へ、独自の割引やサービス等を提供する協賛企業等を募集しています。

・市町村協賛店舗の登録情報に係る確認作業について、ご協力をいただいているところですが、今後も制度の運営やカード・リーフレット等の配布について、御協力いただきますようお願いします。

（７）赤ちゃんほっとステーション

・平成 23 年度（2011 年度）から、授乳スペースとおむつ替えスペースを備えた施設の登録を進めています。全道 91 市町村、350 施設に御登録いただいておりますが、道の目標である「各市町村に１施設以上」は達成できていない状況です。

・引き続き、赤ちゃんのほっとステーションへの施設の御登録をお待ちしています。特に登録施設のない市町村については、管内事業者等への周知についても、ご協力をお願いします。

（８）市町村等向けセミナーの開催

・地方公共団体（道・市町村）と企業・団体等が連携し、一体となって地域全体

で子育て世帯を見守り、子育てを応援する環境づくりのためのセミナーを開催しています。

（９）母になる人への贈り物運動

・平成 24 年度（2012 年度）から、①社会全体で妊婦さんを応援する取組（「妊婦さんの日」（毎月 22 日）の設定、安心して外出できる環境づくり、地域の子育て支援活動の促進、提携企業による妊婦さんへの贈物提供など）、②妊婦さんの不安や悩みを軽減する取組（HP 等による情報発信など）の取組みを実施しています。

（10）せわずき・せわやき隊、すきやき隊

・平成 17 年度（2005 年度）より、子育て支援の機運醸成を図るため、子育て世帯を支援するボランティア団体、民間企業、NPO 等の登録制度を開始しています。

・昨年度実施した活動状況の調査によれば、道内の設置市町村数は半数以下であり、道の計画目標である「道内全市町村」は未達成の状況です。

（事務局）

・以上の説明で何かご質問、ご意見はありませんか。

特段の質問、意見なし。

・全体を通して何かご質問、ご意見はありませんか。

特段の質問、意見なし。

閉　会

（事務局）

・これをもちまして、本日の協議会を終了します。

・皆様、長時間にわたりご協力をいただき、ありがとうございました。